

この告示は、令和六年六月一日から適用する。

○厚生労働省告示第百六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和六年六月一日から適用する。

令和六年五月三十一日

厚生労働大臣 武見 敬三

（傍線部分は改正部分）

改 正 後					改 正 前				
<b>別表</b>					<b>別表</b>				
I～V (略)					I～V (略)				
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格					VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				
	品 名	単 位	材 料 価 格		品 名	単 位	材 料 価 格		
	001 (略)				001 (略)				
	002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S適合品)	1 g	<u>9,232円</u>		002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S適合品)	1 g	<u>7,641円</u>		
	003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S適合品)	1 g	<u>7,923円</u>		003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S適合品)	1 g	<u>7,624円</u>		
	004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	<u>8,018円</u>		004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	<u>7,774円</u>		
	005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S適合品)	1 g	<u>8,007円</u>		005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S適合品)	1 g	<u>7,601円</u>		
	006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S適合品)	1 g	<u>2,760円</u>		006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S適合品)	1 g	<u>2,909円</u>		
	007～009 (略)				007～009 (略)				
	010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S適合品)	1 g	<u>4,237円</u>		010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S適合品)	1 g	<u>3,740円</u>		
	011 (略)				011 (略)				
	012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品)	1 g	<u>184円</u>		012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品)	1 g	<u>192円</u>		
	013 歯科用銀ろう (J I S適合品)	1 g	<u>233円</u>		013 歯科用銀ろう (J I S適合品)	1 g	<u>274円</u>		
	014～069 (略)				014～069 (略)				
VII～IX (略)					VII～IX (略)				

(略)	口 (略)	(略)	(略)
備考 一、五 (略)			

(略)	口 (略)	(略)	(略)
備考 一、五 (略)			

十四条の二第二項、第三十四条の三第二項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。)を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額 (その額が零を下回る場合には、零とする。)

四条の二第二項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。)を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額 (その額が零を下回る場合には、零とする。)